

2020年6月4日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

貸金庫規定の改定について

株式会社仙台銀行(本店 仙台市 頭取 鈴木 隆)では貸金庫規定における保証債務履行についての改定を行います。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 貸金庫規定の保証債務履行にかかる文言の改定について
保証債務履行についての極度額の追加
2. 改定日 2020年6月8日(月)
3. 改定内容について
下線部分が改定箇所

15. (保証人)

保証人はこの契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。なお、本条の極度額は金20万円とします。当行が保証人に対し履行の請求をしたときは、主債務者に対してもその効力が生じます。

以上

お問い合わせ先
事務部事務管理課
022-225-8240